

福サポいしかわ等への登録について

1. 介護福祉士等資格保有者としての届出方法

① インターネット利用の場合

「福祉のお仕事」ホームページ (<http://www.fukushi-work.jp/>)

※求職登録も併せて可能です。

② 届出用紙による場合

福サポいしかわへ問い合わせ (来所、電話)

2. インターネット以外の求職登録(用紙)の方法

就職に関する相談・紹介などを希望される場合は、福サポいしかわへお問い合わせ (来所・電話) ください。

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター

〒920-0935 金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階
TEL:076-234-1151 FAX:076-234-1153

再就職準備金に関する申請・問い合わせ先

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階
TEL:076-224-1212 FAX:076-222-8900

申請に必要な書類は、石川県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

掲載ページ

石川県社会福祉協議会ホームページ
(<http://www.isk-shakyo.or.jp>)
トップページ左側の次の画像をクリックしてください。介護の仕事に復帰する
あなたを応援します!資格を持った
あなたのチカラが
必要です!再就職準備金を
最高 **40万円** お貸しします。石川県内で介護職員等として
2年間働くと **全額返還免除**

潜在介護人材再就職準備金のご案内

介護の資格を持ちながら、介護の仕事から離れていた方に、再就職のための準備費用をお貸しし、介護現場への復帰を応援します。もう一度、介護の資格を活かしてみませんか。

このようなことに使えます!

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護について学び直すための講習会の費用、参考図書の購入費、国家試験の受験手数料
- ③ 働く際に必要となる衣服、かばん、靴などの購入費
- ④ 敷金、礼金、引越費用など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクなどの購入費
- ⑥ その他、再就職する際に必要となる経費

複数の用途に
使うことが
できます。※ 再就職の準備に必要な費用を一括でお貸しします。(1人1回限り)
請求書や領収書の提出は必要ありません。詳細は中面・裏面を
ご確認ください。

貸与の要件①

連帯保証人が1名必要となります。

- ① 連帯保証人は、国内に居住する成人で、何らかの収入があることが条件となります。
- ② 貸与を希望する者が未成年の場合は、親権者等の法定代理人を連帯保証人とする必要があります。

貸与の要件②

再就職準備金の申請には、次の要件をすべて満たす必要があります。

1	申請者および連帯保証人の現住所と住民登録の住所が一致していること。 ^{※1}	<input checked="" type="checkbox"/>
2	次のいずれかに該当すること。 ア 介護福祉士 イ 実務者研修(介護福祉)の修了者 ウ 介護職員初任者研修の修了者 エ 介護職員基礎研修課程の修了者 オ ホームヘルパー1級・2級研修課程の修了者	<input checked="" type="checkbox"/>
3	右ページの対象となる事業所又は施設(以下「事業所等」)において介護職員又は訪問介護員等(以下「介護職員等」)として働いた経験が通算して1年 ^{※2} 以上あること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	直近の介護職員等としての離職日から新たに採用が決定した日までの間に、3か月以上経過していること。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	石川県内で、右ページの対象となる事業所等に介護職員等として、新たに採用が決定していること。(パートや臨時職員等の雇用形態は問いません)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	事業所等の介護職員等として新たに採用が決定した日(勤務開始日ではありません)から30日以内であること。 (新たに採用が決定した日から勤務開始予定日までに30日以上の間がある場合には、勤務開始日前であること)	<input checked="" type="checkbox"/>
7	事業所等の介護職員等として新たに採用が決定した日までに、石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター(以下「福サポいしかわ」)に介護福祉士等の資格保有者として届出 ^{※3} を行っていること。(福サポいしかわへの有効な求職登録 ^{※3} を行っている場合も含む。)	<input checked="" type="checkbox"/>
8	申請した日の時点で、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等、再就職のための他の同種の貸し付けを受けていないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
9	暴力団員等反社会的団体関係者や介護保険法その他関係法令に違反する者ではないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 外国籍住民の方は、住民登録に加え、特定の在留資格が必要となりますので、お問い合わせください。

※2 在職期間が通算365日以上であり、かつ、業務に従事した日数が180日以上

※3 届出・登録方法については裏表紙を確認してください。

【対象となる事業所又は施設】※いずれも介護予防事業を含む

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| ■ 訪問介護事業所 | ■ 介護老人保健施設 | ■ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 |
| ■ 訪問入浴事業所 | ■ 介護医療院 | ■ 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業所 |
| ■ 通所介護事業所 | ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | ■ 複合型サービス事業所 |
| ■ 通所リハビリテーション事業所 | ■ 夜間対応型訪問介護事業所 | ■ 地域密着型通所介護事業所 |
| ■ 短期入所生活介護事業所 | ■ 認知症対応型通所介護事業所 | |
| ■ 短期入所療養介護事業所 | ■ 小規模多機能型居宅介護事業所 | |
| ■ 特定施設入居者生活介護 | ■ 認知症対応型共同生活介護事業所 | |
| ■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | | |

返還について

1 返還の免除

石川県内の事業所等で介護職員等として働いている間は、原則、再就職準備金の返還を求められることはありません。また、次のいずれかに該当する場合には、申請により、再就職準備金の返還が全額免除されます。

- ① 石川県内の事業所等で2年間^{※4}、介護職員等として働いたとき。
- ② 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護職員等として生涯働くことができなくなったとき。

※4 在職期間が通算730日以上あり、かつ、業務に従事した日数が360日以上

2 返還の開始

次のいずれかに該当する場合は、翌月から再就職準備金の返還が必要となります。

- ① 再就職準備金の申請時に届け出た事業所等に再就職しなかったとき。
- ② 再就職した事業所等を退職し、正当な理由がなく、3か月を超えて^{※5}、石川県内の事業所等で介護職員として働かなかったとき。
- ③ 業務外の事由により死亡、または業務外の事由による心身の故障のため、介護職員等として生涯働くことができなくなったとき。
- ④ 届け出が必要な場合に、その届け出を怠ったとき。
- ⑤ 免職されたとき。
- ⑥ 虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたとき。
- ⑦ その他再就職準備金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※5 転職する場合、前職を退職した日から3か月以内に石川県内の事業所等に介護職員等として再就職すれば、返還開始とはなりません。(災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由がある場合は除く)

3 返還期間

返還が必要となった場合には、返還となった理由が生じた翌月から2年間(24回の月払い)で再就職準備金を返還していただきます。

- ① 希望により、返還の期間を2年間より早めることができます。
- ② 返還期間内であれば、無利子ですが、返還期間以内に返還できない場合は、延滞利子が年3%の割合で発生します。
- ③ 免職されたときや虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたときは、一括で返還を求める場合があります。